

## 袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成、実施及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した公共交通ネットワークの形成に必要な協議を行うために設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は袖ヶ浦市坂戸市場1番地1袖ヶ浦市役所内に置く。

### (所掌)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 袖ヶ浦市内の地域公共交通ネットワークに関すること。
  - (2) 計画の策定、実施及び評価に関すること。
  - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。なお、第3号に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて、第9条に掲げる分科会を設置する。
- 3 この規約に定めるもののほか、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

### (組織)

第4条 協議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

- (1) 袖ヶ浦市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は旅客
- (5) 関東運輸局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

- (7) 学識経験を有する者その他本協議会の運営上必要と認められる者
- (8) 千葉県警察内から市長が委嘱する者
- (9) 道路管理者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者  
(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 3 前号以外の委員については、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、第4条に掲げる委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第9条 第3条第1項第3号に掲げる事項を協議するため、運賃協議分科会を設置する。

2 運賃協議分科会の構成員は、運賃・料金の設定または変更等を希望する一般乗合旅客自動車運送事業者のほか、第4条第2項中、第1号、第4号及び第5号の委員をもって構成する。

3 運賃協議分科会の会長(以下「運賃協議分科会長」という。)は、第4条第2項第1号に掲げる委員をもって充てる。

4 運賃協議分科会の会議は、運賃協議分科会長が議長となる。

5 運賃協議分科会長は運賃協議分科会で決定した事項について、協議会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を袖ヶ浦市個人情報保護条例(平成8年条例第15号)の本旨に従い個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、袖ヶ浦市企画政策部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、他の団体等からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2人置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する。

3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年11月5日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第5条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年1月19日から施行する。ただし、第12条第2項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第5条の規定にかかわらず、令和3年1月19日時点で委嘱されている委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年2月19日から施行し、令和5年10月1日から適用する。